主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、大阪高等検察庁検察官門司恵行の提出にかかる大阪地方検察 庁検察官ト部節夫作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁 護人井関和彦、同増井俊雄および同東垣内清連名作成の答弁書記載のとおりである から、これらを引用する。

控訴趣意第一点および第二点について。

論旨は、要するに、原判決は建造物損壊および事務所東側、北側の窓硝子戸と同東側出入口引戸以外の器物に対する損壊(暴力行為等処罰に関する法律違反)の公訴事実につき、それはいまだそれぞれの犯罪構成要件に該当しないとして無罪をとい渡したが、これは刑法二六〇条、二六一条の「損壊」についての解釈を誤るともに、右各犯罪構成要件該当事実の存否について重大な事実の誤認を犯したものまた事務所東側、北側の窓硝子戸および同東側出入口引戸に対するビラ貼りにもの、また事務所東側、北側の窓硝子戸および同東側出入口引戸に対するビラ貼りにもの窓硝子戸および同東側出入口引戸に対するビラ貼りにしたの窓硝子戸および同東側出入口引戸に対するどうにより、名にういまであるというのである。

(二)、「原判示の如く、被告人らは前者の建物の壁、天井、開戸に約八〇枚、同建物備付けの窓硝子戸二八個、出入口引戸二個に合計約八六枚を、後者の建物、 壁、天井、開戸に合計約一四三枚、同建物備付けの窓硝子戸二三個、出入口引戸二個に合計約八〇枚の前記新聞紙のビラをそれぞれはりつけた。ところで、これらの物件は、各建物の一部を構成するか或いは各建物に備付けられ一体となつて建物本来の効用に奉仕するものであるから、かかる大量の新聞紙のビラがところかまわずまけされたため、双方の建物とも、前記窓硝子戸、引戸などおよそ硝子の入つた時間は、殆んど新聞紙で貼りつくされ、はなはだしく不体裁で採光にもかなりの支障をきたす状態となった。また、その他建物自体についても、内外の壁、腰板、開戸などが殆んど満足な部分を残さないほど新聞紙のビラが貼られ、殊に事務所内部、 従業員控室から二階仮眠室にのぼる階段両側の壁、控室の便所などは、大量の新聞紙のビラがきわめて乱雑に、しかも殆んど隙間のない状態に貼りつめられ、これによつて建物の内部は暗く、陰気になり、右ビラの用紙、大きさ、枚数およびその貼付の態様からして、事業所全体が無秩序かつ不清潔な様相を呈するにいたつた。

(三)、一方本件建造物は、原判決説示のとおり、会社の業務が親会社の生コンを専門に輸送するということであつたところから、一般顧客の出入が予想されず、従つてその見地からの営業上の信用を保持するための美観を特に必要とするものでなく、事務所或いは従業員の控室、仮眠室等として使用することを目的とする比較的実用を旨とした建造物であつたといえる。そして建造以来相当の年月が経過したと思われる老朽化した木造モルタル塗(事務所建物はスレート葺、控室の方はセメント瓦葺)コンクリート床の建造物で、しかも親会社コンクリートエ場の敷地内にあるため、工場のセメントや砂ほこりをかぶり、或いはベルトコンベアによる砂利運搬のさい飛散した砂や泥水が建物に付着していて、外観、内装ともかなりす汚れた存在になつていた。

そもそも労働争議における闘争手段としてのビラ貼りの行為が 原判決の説示にあるように、組合員に団結〈/要旨第二〉を呼びかけ、一般公衆に争議 の存在と組合の意見、要求等を宣伝し、組合への支援を訴えることを目的とする情宣活動であるとともに、使用者に対する抗議或いは示威運動として有効な組合活動 であることはいうまでもない。しかし、これが企業施設を利用して行なわれたために使用者の施設管理に支障をきたし、殊に本件の如く建造物損壊或いは器物損壊に あたるべき場合においても、なお正当な組合活動として刑罰法上の責任を免がれる ものであるかどうかは、一概に断定されるべきことがらではない。およそ争議手段 としての組合活動がたとえ刑罰法規に触れる行為であつても、労働組合法一条二項 本文の適用により、免責されるためには、先ずその行為が暴力の行使に該当せず 争議行為の目的の正当性、争議行為として有する重要性および当該行為によって対 象者その他の者が受けるべき損害との比較の問題、その他諸般の事情を勘案し、社会的に相当と認めるべき範囲内にとどまるものでなければならない。このことは、 違法性阻却の法理を社会的相当性に求め、かつ右労働組合法二条一項本文が適用さ れるかどうかの点も結局はかく類型化された違法性阻却事由に該当するかどうかの 問題であると解する立場からすれば、当然の帰結であると考えられる。従つて本件 ビラ貼り行為に右社会的相当性が肯定されるかどうかを判断するについては、かか る行為によつて使用者側が受ける損害と労働者側が目的とする利益の均衡の問題を も含めて、その具体的場合における全事情が考慮されなければならないことはいう もない。この点につき所論は、原審が、本件争議の具体的状況との関連におい殊に会社側の不当労働行為を認定し、これとの関連に比重を置いて、本件ビラ 貼り行為の正当性を判断した態度を非難し、本件ビラ貼り行為は既に労務提供義務 の不履行という消極的性質を脱し、他人の財産権の直接の侵害を伴うものであるか ら、正当な争議行為の範畴に属するものでないと主張する。成程労働争議における ビラ貼り行為は、いわゆる同盟罷業や怠業などと異なり、それ自体労務提供義務と は関係のない争議手段ではあるが、そのことの故をもつて、正当な争議行為ではな

いと断定する右見解には賛成できない。もつとも、本件の如く建造物や器物の外観を著しく汚損することとなるビラ貼りの行為は、他人の財産権に対する積極的侵害行為にほかない等の原則および基本的人権と労働者の権利との合が調査を選択することはでは前記正当性の限界を逸脱するおしての対しているとは否定はでは、本件ビラ貼りが高ましての財産を追しているものでないが、本件ビラ貼がしたの財産を追問の余地でもありまするものであることは否定該当するがあるいとする見解には疑問の余地でもありよがある。といる場合にあたらないとする見解には疑問の余地では対するといる場合にあたらないとなります。これでは、これに対しては、これに対しては、これに対しては、これに対しては、の関係に対しては、の関係に対しては、の関係のである」との説示も、の関係に対しては対対のに考察すべきである」との説示も、のであってその間に根本的な見解のに述べたとみてよい。

ないとみてよい。 そこで、原判決挙示の各証拠を総合するのに、本件争議の経緯、会社側の態度並 びに本件争議手段として、かかるビラ貼りを必要とした事情などについては、原判 決説示のとおりの事実が認められ(所論は殊に会社側の不当労働行為成否との関係 で右説示を争うが叙上の事実関係に関する原判決の認定に誤りはないと考えられ る)、なかんずく、本件争議において、会社のとつた態度は、後記のように、被告 人らの所属する労働組合のいわば切り崩しを意図した不当労働行為とみなすべき余 地が十分考えられるのである。すなわち、組合は本件争議中の昭和三九年一〇月、 第二組合が結成されるまでは、会社における唯一の労働組合であつたが、生コン運 送業界では、従前から運転手は非常に多くの時間外労働を要請され、一方基本給は 極めて低く、時間外労働による賃金の占める割合が非常に大きい賃金形態となつて いた。会社においてもその傾向は同様であつて、数次にわたる会社と組合の交渉に よつて、漸次時間外労働時間の減少と基本給の引上げが行なわれたが、それでも昭 和三九年に入つてからの賃金形態における前示の如き傾向は持続され、殆んどの運転手について支給賃金の約半額は時間外労働に対する賃金で構成されていた。そし この時間外労働は早朝六時頃から始業時(午前八時)までの「早出」、終業時 (午後四時) から翌朝始業時までの「徹夜」および徹夜にまで至らない「残業」と に区別されていたが、実際の運用においては、これら時間外労働は会社の指名によ つて行なわれ、そのうち特に「早出」は、生コン出荷量が増加し、「残業」、 夜」がふえるにしたがつて運転手に嫌われ、会社の早出の指名は必ずしも組合員に よって守られない状態になった。従って会社は「早出」に必要な人員を確保するのに実際の必要人員よりも幾分余分に指名し、まだそれでも足りない分は日雇運転手によって補充してきたが、この方法も不便が伴うことから、時間外労働はすべて会社が指名して行なわせ、従業員はこれに従わなければならないという、いわゆる 「時間管理」を確立することを計画し、ほかに従来車両の整備日(出勤日)として いた第一、第三日曜日を一せいに公休日とし、その他の各週については従業員各人 について会社の指名する日を休日とする、いわゆる「一・三公休制」の実施ととも に同年七月以降組合との団体交渉においてこれらの計画を提案し、交渉を重ねてき た(一・三公休制については同年四月頃から交渉されてきた)。組合は、会社の提案内容は、例えば、時間外労働の指名については、極端に長い残業に続く早出指名 の可能性があること、一・三公休制については、従来認められていた車両整備日が 廃止されること、公休の指定にともない、人により二日連休となつたその次は一 日連続出勤となる場合があり、従業員の健康保持、過労防止および車両整備の徹底 について何らの配慮がなされていないことなどを挙げて、ただちに賛成はしなかつ た。それらの交渉がかなり難航していた折柄、会社は同年九月一九日突如、右交渉 打切、時間管理の実施を宣言し、同年一〇月一日には一・三公休制の実施をも宣言した。以上の経緯からすれば、会社と組合との間には、かねて原判示の如き事情 労働条件に関する事前協議協定が存在していたのであるから、組合が右会社案 に賛成しないのも労働者側に立てば一応の理由が備わつていたものと考えられ、 の点から双方の協議がととのわないうちに右「時間管理」「一・三公休制」実施を 強行せんとした会社側の態度には是認しがたいものがあるといわねばならない。そ して、会社は、組合が「時間管理」や「一・三公休制」の実施に反対して「早出」 の指名を拒否したのに対し、さらに労働基準法三六条の協定(いわゆる三六協定)

の締結を組合に申し入れ、組合が「時間管理」反対の理由からこれを拒否するや、 三六協定の締結に組合の協力が得られないために、時間外労働を適法にさせることができないという名目で、従来は、三六協定を締結することなしに、長期間、しか も常態的に従業員に時間外労働をさせておきながら、同年一〇月一七日からは組合 員の時間外労働を停止し、続いて同月二〇日、組合に対しチェックオフ協定の廃棄 を通告した。その間の同月一八日には、会社B営業所において、組合が分裂し、修 理工Gを委員長とするH組合(第二組合)が、さらに同年一一月一九日にはI営業所において、運転手Jを委員長とするK組合(第三組合)が相次いで結成され(原判決が、第二組合結成の費用を会社から支出されたと推認しているのは根拠薄弱で これらはいずれも会社の労務管理に従う方針を表明していたため、会社は 、これらはいすれも云在のカ份自母に成りの町でなって、 たいまま 第三組合が結成されると、ただちにこれら組合と三六協定を締結するととも 第三組合が結成されると、ただちにこれら組合と三六協定を締結するととも に、当該組合員の時間外労働停止を解除した。他方、組合員は時間外労働の停止措置によつて、一挙に収入が半減し、たちまち生活の脅威を感じ、そのため会社から 時間外労働の停止を解いて貰いたいばかりに組合を脱退する者が次々とあらわれ た。ここに至つて組合は同年一一月二二日臨時大会を開いて会社に対する斗争宣言 を発し、以後労働基準局および陸運局に対し行政指導による是正を要請するととも に、大阪地労委に対しても会社の不当労働行為(組合に対する支配介人、時間外労 働の差別待遇その他)からの救済を申し出たほか、会社に対する抗議、職場内外に おけるビラ貼り、ビラ配りなどの組合活動を展開したわけであるが(本件ビラ貼り 行為はそのひとつであつた)、こと時間外労働に関しては、従業員が組合に所属することの理由をもつて、他の第二、第三組合に所属する従業員との間に、一方は時 間外労働を停止し(そのため収入は半減)、他方は従前のとおり時間外労働をさせるといつた如く、組合所属員と然らざる者との間に顕著な差別待遇をし、組合員が 生活を維持せんがためには組合を脱退するほかない窮地に追い込み、組合の切り崩 しをはかつた事実が明らかに認められる。所論は、この点に関し、組合は会社の申し出た三六協定締結を拒んだのに反し、第二、第三組合は会社と三六協定を締結し ているのであるから、差別待遇にあたらないと主張するが、従前はかかる協定なしに長期間時間外労働が行なわれてきたこと、組合が三六協定に応じないのも、時間外労働そのものが反対なのではなく、時間管理の会社案に賛成できない点にその理由があつたこと、支給賃金中時間外労働に対する賃金の占める割合が非常に大きいこと(換言すれば、会社側はことさら基本給を低くし、会社としても、従業員としても、特別が倒れる可なのものと意識して労使関係が構成されてきた。 ても、時間外労働を不可欠のものと意識して労使関係が構成されてきたともいえ る)或いは前示の如き第二、第三組合が結成された事情などからみて、 六協定の不締結を理由として時間外労働を停止する会社の態度には釈然としないも のがあり、むしろ組合の切り崩しの意図で投じた一石と認めざるを得ないし、 理論的にみても、三六協定がその職場の従業員の過半数をもつて組織する組合との間に有効に結ばれた以上、その効力は当該組合員のみならず、それ以外の従業員に対する関係でも一様に作用すると解さなければならない(なお三六協定を結んだ組 合の組織員が従業員の過半数に至らない場合、何人の関係でも効力が生じないこと はいうまでもない)。したがつて、会社が組合員に対してのみ時間外労働を停止することは、その合理的根拠を欠くものといわざるを得ず、会社のチェックオフ協定 の一方的廃棄の通告などとともに、明らかに不当労働行為にあたるものと考えられ る。しかも右不当労働行為を含む会社側の態度はかなり強硬であり、尋常な手段で はその反省を期待することができず、かつ組合としては前示の如く各般の法的手段に訴えてはみたが早急な救済はなされず、このまま推移するときには組合員の収入 が半減し、生計の維持も不可能になるといつた窮状に追い込まれ、やむをえない状 況から、本件ビラ貼り行為に出でたものとみられるのであつて、その本旨とすると ころは会社側の切り崩し工作に対する組合員の脱落阻止の呼びかけであり、 会社側における右不当労働行為に対する抗議とその即時解消の要求であると認めら 会社側にありる石不当労働行為に対する抗議とその即時解消の要求であると認められる(もつとも本件ビラ貼りまでに、組合がビラを貼る、会社がこれを剥ぐ、組合がまた貼るといつた繰り返しが行なわれたのであるが、ビラ貼りの目的は終始同一であるとみなすことができる)。そして、本件行為も、その外形的な現象としては建造物損壊或いは器物損壊を内容とする暴力を表現しませば、 件に該当するとはいえ、いささかの暴行脅迫をも伴つておらず、また破壊的行為な どの典型的な意味における損壊とはその態様を異にしている点は本件行為の実質的 違法性を判断するうえに見逃せない事項である。さらに、本件ビラ貼り行為にかか るビラの枚数や貼付場所からみても、組合員が総出で一日徹去作業をすれば原状に 復し得てビラ徹去後には殆んど異状を残さない程度のビラであり、かつ組合自体も

会社との間に話し合いがつき次第その作業をする意思であつたことも十分うかがわ れるのである。

以上述べた本件ビラ貼り行為の態様やそれをなすに至つた諸般の事情を考えてみ ると、本件建造物や器物の管理者である会社との間に、ビラ貼りを認める慣行や協 約がなくても、本件の程度のビラ貼り行為を目して、これが前記社会的相当性を逸 脱したものとみなすことはできず、原判決が器物損壊の罪の構成要件に該当すると した事務所東側、北側の窓硝子戸、同東側出入口引戸に対するビラ貼りにつき、労働組合法一条二項本文の適用ある正当な組合活動の範囲を出でないものとした判断 は正当であるとともに、原審の見解と異なって、あらたに当裁判所が器物損壊にあ たるとした右以外の器物、或いは建造物損壊にあたるとした本件各建物に対するビ ラ貼り行為についても、右同様正当な組合活動の範囲内のものと認められるから、 この点において本件被告人らの罪責は否定されるべきであり、前示原判決の法令解 釈の誤り或いは事実誤認は、判決に影響を及ぼさないというべきである。論旨はい ずれも理由がない。

控訴趣意第三点について。 論旨は、要するに、原判決は建造物侵入の点につき、本件ビラ貼り行為が、正当な組合活動である以上、営業所建物は被告人ら組合員の組合活動の保障せられる職 場であり、営業所の看守者においても当時被告人らの入場を拒否すべき特段の事情 も、また被告人らの入場の態様において特に違法な点も認められないから、被告人 両名が本件ビラ貼りのため営業所建物に立入つた行為は何ら建造物侵入罪に該当す るものでないと判示するが、本件ビラ貼り行為が正当な組合活動と解せられず、その違法性の明白なることは前述したとおりで、しからばかかる違法な目的のために前記営業所に立入つた行為は本来違法というべきである。結局原判決はビラ貼り行 為の正当性の判断を誤つた結果、本件建造物侵入罪についてもその判断を誤つたも のであつて、拒否すべき特段の事情の存否、入場の態様などについて論ずるまでも なく不当である。また仮に本件ビラ貼りが被害の軽微性その他の理由から刑法上の 犯罪の成立が認められない場合があると仮定しても、組合側のビラ貼りを許容する 協約、慣行などが存在しないのにビラを貼ることは少くとも民事上は違法で、従うてビラ貼りの目的をもつて会社側の管理支配する建造物に、その意に反して侵入することは明らかに建造物侵入罪に該当するというのである。

よつて案ずるに、本件ビラ貼り行為の正当性については既に述べたとおりであ り、その反面として右ビラ貼りにつき会社にその受忍義務があるものと解すべきで あるから、右の目的をもつて本件建造物に立ち入る行為も、その入場の態様におい て特に違法な点が認められない限り(本件ではかかる点は認められない)違法性が ないと考えられる。またビラ貼りそのものは犯罪とならなくても、民事上は違法の 行為であるから、かかる目的をもつて管理者の意に反し建造物に立ち入る行為は建 造物侵入罪が成立するとの論議については、本件の如く、ビラ貼り行為が、労働組合法一条二項本文の適用によつて刑法三五条の正当行為とみなされる場合には、民事上違法行為と評価されるかどうかにかかわりなく、建造物侵入罪も成立しないと 解するのが相当である。従つて原判決には所論の如き誤りはなく、論旨は理由がな

よつて刑事訴訟法三九六条に則り、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 三木良雄 裁判官 西川潔 裁判官 金山丈一)